

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間  
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

[2] 次の記述は、無線局の免許後の変更手続について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、 A 若しくは無線設備の設置場所の変更をし、又は  B ときは、あらかじめ  C ならない（注）。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

A	B	C
1 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣の許可を受けなければ
2 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をする	総務大臣に届け出なければ
3 通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣に届け出なければ
4 通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をする	総務大臣の許可を受けなければ

[3] 「無人方式の無線設備」の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 2 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 3 遠隔地点における測定器の測定結果を、自動的に送信し、又は中継する無人の無線設備をいう。
- 4 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

[4] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の  A  B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて  C の機能に支障を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備
2 周波数の偏差	高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備
3 周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	他の無線設備
4 周波数の偏差	空中線電力の偏差等	他の無線設備

[5] 高圧電気（注）に対する安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第22条から第25条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 送信設備の調整盤又は外箱から露出する電線に高圧電気を通ずる場合においては、その電線が絶縁されているときであっても、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）の規定するところに準じて保護しなければならない。
- 2 送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
- (1) 2メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、取扱者以外の者が出入しない場所にある場合

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（電波法第39条（無線設備の操作）第7項の総務省令で定める無線局及び登録局を除く。）の免許人は、主任無線従事者を  A 無線設備の  B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から  C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 選任しようとするときは、あらかじめ	操作の監督	3年以内
2 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	操作の監督	5年以内
3 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	操作及び運用	3年以内
4 選任しようとするときは、あらかじめ	操作及び運用	5年以内

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許状の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、 B は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数	遭難通信
3 無線設備	電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信
4 無線設備	電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[8] 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の  B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の  C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数
2 混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
3 電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力
4 混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力

[10] 次に掲げる処分のうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することを停止する処分
- 2 無線設備の操作の範囲を制限する処分
- 3 6箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することを停止する処分
- 4 無線従事者が従事する無線局の運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限する処分

[11] 次の記述は、非常の場合の無線通信等について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、 A、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を Bに行わせることができる。
- ② 総務大臣が①により Bに通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。
- ③ 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における C、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。
- ④ 総務大臣は、③の措置を講じようとするときは、免許人又は登録人の協力を求めることができる。

	A	B	C
1	遭難者救援	電気通信事業者	通信計画の作成
2	災害の救援	電気通信事業者	通信設備の整備
3	災害の救援	無線局	通信計画の作成
4	遭難者救援	無線局	通信設備の整備

[12] 無線従事者の選任又は解任の際に、無線局（登録局を除く。）の免許人が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第39条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、1箇月以内に総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 2 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 3 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 4 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。